

# 高知くらしの護身術

462

## 結婚相手紹介サービス

### 中途解約いつでも可

(2018年4月10日掲載原稿)

消費生活センターにはさまざまな消費者取引のトラブルが寄せられます。結婚相手を紹介するサービスの相談もその一つです。

「気に入った相手と会うことができない」「やめたいと連絡したが休会を勧められた」「中途解約を申し出ると清算書が届いたが、高額で困っている」など内容はさまざまですが、特に多いのは中途解約の相談です。

結婚相手紹介サービスは、特定商取引法の規制対象です。契約期間が2か月を超え、かつ金額が5万円を超える場合、「特定継続的役務提供」に該当し、中途解約についてのルールが法律で定められています。

中途解約は、クーリング・オフ期間経過後もいつでも申し出ることができ、解約に理由はありません。

サービス開始前であれば、消費者が支払う解約料の上限は3万円。サービス提供後であれば、2万円または契約残額の20%のいずれか低い額に、既に提供を受けたサービスの対価を合計した額です。契約時に、契約金額を一括で前払いしている場合は、前述の解約料を差し引いた額が返金されます。

また、契約に関連して購入した真珠や宝石、指輪などの商品についても、清算ルールの定めがあります。

結婚相手紹介サービスが「特定継続的役務提供」に該当する場合、契約前に概要書面、契約時に契約書面が渡されることになっています。解約を考えたら、まず受け取った書面を確認しましょう。

契約について不安を感じたら、できるだけ早めに相談窓口を利用しましょう。

消費者ホットライン【188】へダイヤルすれば、近くの消費生活相談窓口につながります。